

# 浄化槽完了検査

(転換のみ実施)

## ① 浄化槽設備士の同席を確認

- ・工事店名・設備士氏名が申請書と同じか確認し、浄化槽設備士が不在の場合は後日に延期する。

## ② 柵の設置数・設置個所等の確認

- ・柵の蓋はすべて開いた状態で検査する。
- ・図面のとおり柵が設置されているか確認する。
- ・柵と柵の間の配管延長距離を図面と照合する。
  - \*図面より実際の延長距離が短い場合には、補助金額に変更が発生する可能性があるため。(交付決定額より費用が安価になってしまう)  
⇒施工業者に書類(変更交付申請書・変更後の図面)の提出を求める。
  - \*延長距離が延びる場合には、当初交付決定した補助金額に変更が出ないため問題はないが、大きく差がある場合は図面を再提出するようにする。
  - \*配管延長及び柵設置数が当初計画と異なる場合、事業費が変わることにもなるため、実績報告書の事業費記載欄に実際かかった工事費用を記載するよう業者に伝える。

## ③ 排水管内の流れを確認

- ・水を流す前に滞留していないか確認する。
- ・管内の流れを確認する。

\*浄化槽流入側の配管内の流れを確認

起点の汚水柵から水(バケツ1杯分)を流し、排水管内の流れを確認する。

⇒管内に著しい滞留が見られる場合、配管の勾配がうまくとれていない可能性もあるため、業者に伝え対策を取ってもらう。(図1参照)

⇒その他、柵内部を確認し、改善すべき点が見受けられた場合も、業者へ伝える。

\*浄化槽流出側の確認(できれば)

側溝放流等の排水方法をとっている場合、流出側の起点となる柵から同様に水を流し、配管内の流れを確認する。

注)放流の場合は、放流先の写真を必ず撮るよう業者に伝える。(実績報告書に添付)

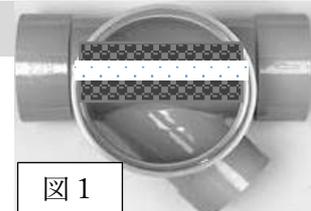
注)蒸発散槽を使用している場合には、蒸発散槽の蓋を開けた状態で、正常に機能していることを確認する。



滞留大



正常



#### ④ 浄化槽及び宅内配管竣工写真撮影

- ・ 宅内配管の敷設完了確認のため写真を撮影する。浄化槽接続手前の柵付近にて、浄化槽が映るように（全体を移す必要はない）撮影を行う。必ずしも浄化槽の蓋を開けておく必要はないが、開けておくのがベターである。
- ・ 黒板の記入例は図2のとおり。中間検査立会の時と同様、カメラ目線にならないように注意する。（目線は浄化槽接続手前の柵を覗くような形にする）

|               |              |
|---------------|--------------|
| 工事件名          | 高度処理型浄化槽埋設工事 |
| 工事場所          | 小美玉市〇〇〇〇     |
| 小美玉 一郎 邸      |              |
| <b>完了検査</b>   |              |
| 立会者:小美玉市 〇〇〇氏 |              |
| 施工者           | (株)△△△△      |

図2

#### ※ その他チェックポイント

- ・ 雨水の流入がないか確認する。  
⇒許可なしに浄化槽排水管へ雨水等を流入させることはできない（※注）ため、もし当初の計画で雨水の流入が予定されていないにも関わらず雨水等の流入が確認された場合には、口頭にて注意指導する。（「許可を取らないと違法です」といった形で）

#### ※注 雨水を污水管に流すと次のような問題にも繋がりがねない。

- ・ 道路上のマンホールや宅地内で雨水を処理しきれなくなり、家庭からの汚水が流れなくなることがある。
- ・ 雨水が多くなると、雨水が浄化槽内へ逆流し、浄化槽が機能しなくなる恐れがある。
- ・ 道路のマンホールから汚水が溢れるなど、重大な事故につながる危険性がある。